

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成27年5月22日
【発行者名】	さわかみ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤上 龍
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町29番地2
【事務連絡者氏名】	東田 歩
【電話番号】	03-5226-7791
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	さわかみファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成26年11月21日付をもって提出した有価証券届出書(平成27年5月7日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出済。以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。また、<追加>の記載事項は原届出書に追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（略）

(注)当ファンドは、設定来、日本株のみに投資しておりますが、投資対象には特に制限を設けておりませんので、今後、国外の株式や国内外の債券等に投資することもあります。

（略）

<訂正後>

（略）

(注)当ファンドは、設定来、日本株のみに投資しておりますが、投資対象には特に制限を設けておりませんので、今後、国外の株式や国内外の債券等に投資することもあります。（2015年3月末日現在）

（略）

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（略）

委託会社の概況

イ.資本金の額(平成26年9月末日現在)

320百万円

ロ.会社の沿革

平成8年7月4日 さわかみ投資顧問株式会社設立

平成8年7月31日 投資顧問業登録(関東財務局長第664号)

平成11年4月23日 さわかみ投信株式会社へ商号変更

平成11年5月27日 証券投資信託委託業(金融再生委員会第12号)および投資一任契約に係る業務(金融再生委員会第8号)の認可取得

平成19年9月30日 金融商品取引業の登録(関東財務局長(金商)第328号)

平成25年12月4日 確定拠出年金運営管理業(企業型)の登録(第763号)

八.大株主の状況(平成26年9月末日現在)

名称	住所	所有 株式数	所有 比率
株式会社さわかみホールディングス	東京都杉並区上高井戸1丁目8番17号	3,600株	100.0%

<訂正後>

(略)

委託会社の概況

イ.資本金の額(平成27年3月末日現在)

320百万円

ロ.会社の沿革

平成8年7月4日 さわかみ投資顧問株式会社設立

平成8年7月31日 投資顧問業登録(関東財務局長第664号)

平成11年4月23日 さわかみ投信株式会社へ商号変更

平成11年5月27日 証券投資信託委託業(金融再生委員会第12号)および投資一任契約に係る業務(金融再生委員会第8号)の認可取得

平成19年9月30日 金融商品取引業の登録(関東財務局長(金商)第328号)

平成25年12月4日 確定拠出年金運営管理業(企業型)の登録(第763号)

八.大株主の状況(平成27年3月末日現在)

名称	住所	所有 株式数	所有 比率
株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区一番町29番地2	3,600株	100.0%

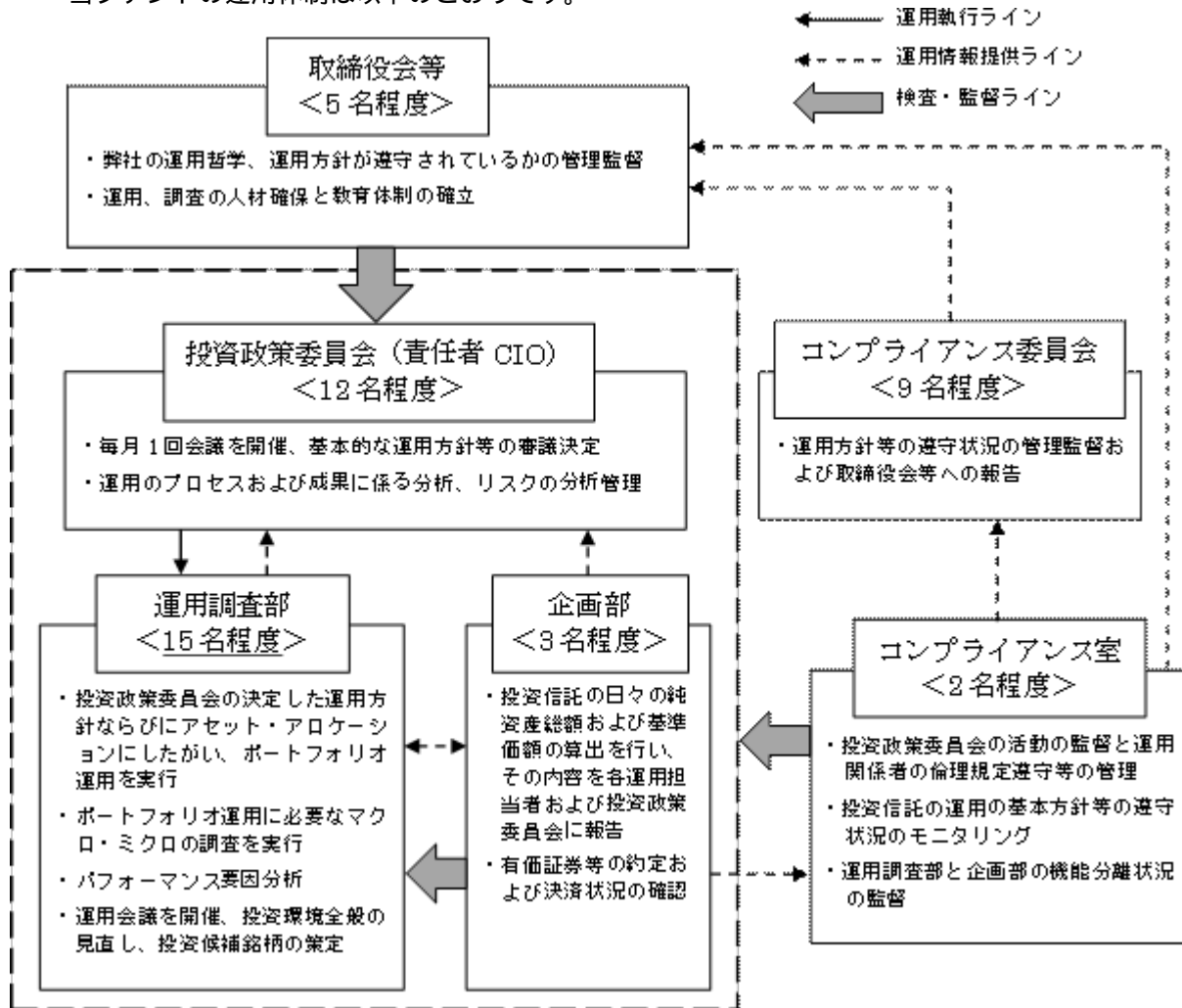
2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

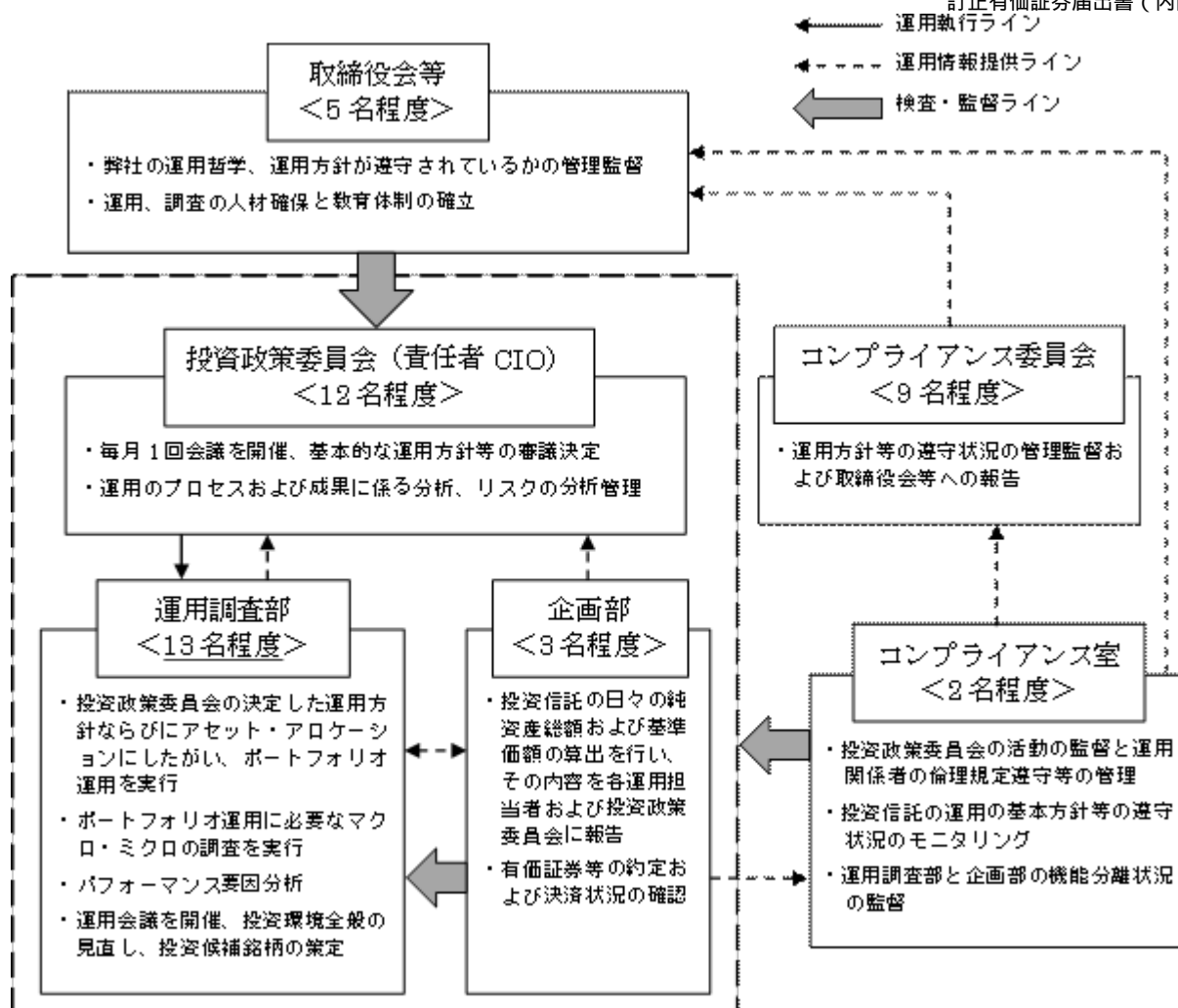


（略）

（注）運用体制等は、平成26年9月末日のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織
 当ファンドの運用体制等は以下のとおりです。



(略)

(注)運用体制等は、平成27年3月末日のものであり、今後変更となる場合があります。

(5)【投資制限】

<更新後>

追加型証券投資信託『さわかみファンド』約款(以下「信託約款」といいます。)に基づく投資制限

イ．株式への投資制限(信託約款 運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)

株式への投資には制限を設けません。

ロ．外貨建資産への投資制限(信託約款 運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資には制限を設けません。

ハ．投資信託証券への投資制限(信託約款 運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資には制限を設けません。

ニ．デリバティブ取引等の範囲(信託約款第13条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ホ．投資する株式等の範囲(信託約款第15条)

(イ)委託会社が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)前(イ)に関わらず、上場予定または登録予定の株式および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとし、

ヘ．信用取引の指図範囲(信託約款第16条)

(イ)信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとし、

(ロ)信託財産の一部解約等の事由により純資産総額が減少し、前(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部の決済を指図するものとし、

ト．有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第20条)

(イ)信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図は次の範囲内で行うものとし、

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、

(ロ)前(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、

チ．特別の場合の外貨建有価証券への投資(信託約款第21条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

リ．資金の借入れ(信託約款第31条)

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、

「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)および「金融商品取引法」ならびに関係法令に基づく投資制限

イ．同一の法人の発行する株式の取得割合（投信法第9条および同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとし、

ロ．投資運用業に関する禁止行為（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとし、

3【投資リスク】

(3)投資リスクに対する管理体制

<訂正前>

（略）

(注)投資リスクに対する管理体制は、平成26年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（略）

(注)投資リスクに対する管理体制は、平成27年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク (3)投資リスクに対する管理体制」の末尾に以下の記載が追加されます。

<追加>

参考情報

- 下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフは当ファンドの過去5年間における年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の推移を表示しています。

※各資産クラスは、当ファンドの投資対象を表しているものではありません。
 ※当ファンドは、分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



資産クラスの指数

日本株	TOPIX 配当込み指数	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index	日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI EM (Emerging Markets) Index	世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	日本国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし 円ベース)	日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
新興国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index	新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.08%(税抜年1.00%)の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.594% (税抜年0.55%)	年0.108% (税抜年0.10%)	年0.378% (税抜年0.35%)

(略)

(注) 税率は、平成26年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

<訂正後>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.08%(税抜年1.00%)の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社との配分は次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.594% (税抜年0.55%)	年0.378% (税抜年0.35%)	年0.108% (税抜年0.10%)
ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(略)

(注) 税率は、平成27年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

(注) 上記は、平成26年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(注) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

<訂正後>

(略)

(注) 上記は、平成27年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(注) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5【運用状況】

<更新後>

(1)【投資状況】

(平成27年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	298,223,701,600	92.92
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	-	22,713,759,798	7.08
合計(純資産総額)		320,937,461,398	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(イ)評価額上位30銘柄

(平成27年3月末日現在)

国名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,058,000	5,985.00	12,317,130,000	8,383.00	17,252,214,000	5.38
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	3,400,000	3,675.50	12,496,700,000	4,816.00	16,374,400,000	5.10
日本	株式	花王	化学	1,750,000	4,516.50	7,903,875,000	6,000.00	10,500,000,000	3.27
日本	株式	日本電産	電気機器	1,050,000	6,691.00	7,025,550,000	7,987.00	8,386,350,000	2.61
日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	6,300,300	1,497.76	9,436,343,377	1,325.50	8,351,047,650	2.60
日本	株式	三菱重工業	機械	12,592,000	647.00	8,147,024,000	662.30	8,339,681,600	2.60
日本	株式	デンソー	輸送用機器	1,502,200	4,680.50	7,031,047,100	5,483.00	8,236,562,600	2.57
日本	株式	ダイキン工業	機械	1,012,900	7,093.00	7,184,499,700	8,046.00	8,149,793,400	2.54
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	2,232,600	2,470.00	5,514,522,000	3,635.00	8,115,501,000	2.53
日本	株式	ＴＯＴＯ	ガラス・土石製品	4,400,000	1,285.00	5,654,000,000	1,785.00	7,854,000,000	2.45
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	2,300,000	3,160.00	7,268,000,000	3,230.00	7,429,000,000	2.31
日本	株式	信越化学工業	化学	874,500	6,540.00	5,719,230,000	7,850.00	6,864,825,000	2.14
日本	株式	商船三井	海運業	15,550,000	391.00	6,080,050,000	408.00	6,344,400,000	1.98
日本	株式	パナソニック	電気機器	4,000,000	1,246.50	4,986,000,000	1,577.00	6,308,000,000	1.97
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1,200,000	4,328.00	5,193,600,000	5,053.00	6,063,600,000	1.89
日本	株式	旭化成	化学	4,800,000	829.80	3,983,040,000	1,149.00	5,515,200,000	1.72
日本	株式	テルモ	精密機器	1,594,100	2,621.00	4,178,136,100	3,170.00	5,053,297,000	1.57
日本	株式	東レ	繊維製品	5,000,000	718.30	3,591,500,000	1,007.00	5,035,000,000	1.57

日本	株式	住友化学	化学	7,450,000	374.00	2,786,300,000	618.00	4,604,100,000	1.43
日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	15,000,000	306.20	4,593,000,000	302.50	4,537,500,000	1.41
日本	株式	富士フイルム ホールディングス	化学	1,000,000	3,205.00	3,205,000,000	4,276.50	4,276,500,000	1.33
日本	株式	ホンダ	輸送用機器	1,094,800	3,575.00	3,913,910,000	3,903.00	4,273,004,400	1.33
日本	株式	協和発酵キリン	医薬品	2,420,000	1,419.00	3,433,980,000	1,567.00	3,792,140,000	1.18
日本	株式	三井物産	卸売業	2,349,100	1,721.50	4,043,975,650	1,612.00	3,786,749,200	1.18
日本	株式	三菱電機	電気機器	2,600,000	1,341.50	3,487,900,000	1,428.50	3,714,100,000	1.16
日本	株式	クラレ	化学	2,250,000	1,341.00	3,017,250,000	1,627.00	3,660,750,000	1.14
日本	株式	王子ホールディングス	パルプ・紙	7,379,000	420.00	3,099,180,000	492.00	3,630,468,000	1.13
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	420,000	5,700.00	2,394,000,000	8,370.00	3,515,400,000	1.10
日本	株式	OSG	機械	1,499,000	1,775.00	2,660,725,000	2,340.00	3,507,660,000	1.09
日本	株式	キッコーマン	食料品	900,000	2,362.00	2,125,800,000	3,815.00	3,433,500,000	1.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(ロ) 種類別および業種別の投資比率

(平成27年3月末日現在)

種類	業種	投資比率(%)
----	----	---------

株式	化学	15.70
	機械	14.44
	電気機器	12.84
	輸送用機器	10.62
	ガラス・土石製品	6.33
	ゴム製品	5.10
	食料品	3.69
	鉄鋼	3.35
	精密機器	2.90
	鉱業	2.60
	小売業	2.51
	医薬品	2.26
	海運業	1.98
	卸売業	1.94
	繊維製品	1.57
	非鉄金属	1.17
	パルプ・紙	1.13
	陸運業	0.67
	石油・石炭製品	0.53
	建設業	0.47
サービス業	0.42	
その他製品	0.33	
空運業	0.30	
保険業	0.06	
合計	92.92	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年3月末日および同日前1年以内における各月末日ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
-----	----------	---------------

第6計算期間末日 (平成17年8月23日)	111,315,181,022	1.4533
第7計算期間末日 (平成18年8月23日)	206,032,698,556	1.8108
第8計算期間末日 (平成19年8月23日)	256,121,850,902	1.8379
第9計算期間末日 (平成20年8月25日)	228,117,953,161	1.4274
第10計算期間末日 (平成21年8月24日)	233,256,486,836	1.2879
第11計算期間末日 (平成22年8月23日)	214,469,273,445	1.1316
第12計算期間末日 (平成23年8月23日)	205,926,418,929	1.0501
第13計算期間末日 (平成24年8月23日)	209,324,961,266	1.0200
第14計算期間末日 (平成25年8月23日)	293,487,686,030	1.5389
第15計算期間末日 (平成26年8月25日)	299,016,804,207	1.8400
平成26年3月末日	285,253,121,483	1.7172
平成26年4月末日	276,753,413,264	1.6695
平成26年5月末日	284,655,388,540	1.7172
平成26年6月末日	294,783,292,644	1.7921
平成26年7月末日	301,186,994,823	1.8463
平成26年8月末日	294,860,863,950	1.8185
平成26年9月末日	304,029,491,307	1.8992
平成26年10月末日	297,673,269,142	1.8665
平成26年11月末日	309,862,471,473	2.0147
平成26年12月末日	304,901,486,150	2.0258
平成27年1月末日	308,769,703,180	2.0590
平成27年2月末日	319,422,826,555	2.1698
平成27年3月末日	320,937,461,398	2.2228

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第6計算期間(平成16年8月24日から平成17年8月23日まで)	0
第7計算期間(平成17年8月24日から平成18年8月23日まで)	0
第8計算期間(平成18年8月24日から平成19年8月23日まで)	0
第9計算期間(平成19年8月24日から平成20年8月25日まで)	0
第10計算期間(平成20年8月26日から平成21年8月24日まで)	0

第11計算期間(平成21年8月25日から平成22年8月23日まで)	0
第12計算期間(平成22年8月24日から平成23年8月23日まで)	0
第13計算期間(平成23年8月24日から平成24年8月23日まで)	0
第14計算期間(平成24年8月24日から平成25年8月23日まで)	0
第15計算期間(平成25年8月24日から平成26年8月25日まで)	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第6計算期間(平成16年8月24日から平成17年8月23日まで)	16.52
第7計算期間(平成17年8月24日から平成18年8月23日まで)	24.60
第8計算期間(平成18年8月24日から平成19年8月23日まで)	1.50
第9計算期間(平成19年8月24日から平成20年8月25日まで)	22.34
第10計算期間(平成20年8月26日から平成21年8月24日まで)	9.77
第11計算期間(平成21年8月25日から平成22年8月23日まで)	12.14
第12計算期間(平成22年8月24日から平成23年8月23日まで)	7.20
第13計算期間(平成23年8月24日から平成24年8月23日まで)	2.87
第14計算期間(平成24年8月24日から平成25年8月23日まで)	50.87
第15計算期間(平成25年8月24日から平成26年8月25日まで)	19.57

(注)収益率は、計算期間末日の分配付き基準価額から当該計算期間の直前の計算期間末日の分配落ち基準価額(以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下第3位を四捨五入し表示しています。

(参考情報)

基準価額・純資産の推移



分配の推移

2010年8月	2011年8月	2012年8月	2013年8月	2014年8月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

※1万口当たり、税引前の分配金を記載しております。

※基準価額水準・市況動向等を勘案して、**設定来、当ファンドは分配金をお支払いしていません。**

主要な資産の状況

資産別投資比率

種類	比率(%)
国内株式	92.9
(うち先物)	0.0
コール・ローン等、 その他(負債控除後)	7.1
合計	100.0

業種別比率(組入上位10業種)

業種名	比率(%)
化学	15.7
機械	14.4
電気機器	12.8
輸送用機器	10.6
ガラス・土石製品	6.3
ゴム製品	5.1
食料品	3.7
鉄鋼	3.4
精密機器	2.9
鉱業	2.6

組入上位10銘柄

国名	種類	銘柄名	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	5.4
		ブリヂストン	5.1
		花王	3.3
		日本電産	2.6
		国際石油開発帝石	2.6
		三菱重工業	2.6
		デンソー	2.6
		ダイキン工業	2.5
		浜松トニクス	2.5
		TOTO	2.4

※比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。

※2015年3月末日現在の数値です。

年間収益率の推移



※当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。

※年間収益率は年末の基準価額を基に計算しています。

※2015年は年初から2015年3月末日までの収益率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

(4)【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第6計算期間 (平成16年8月24日から平成17年8月23日まで)	19,472,972,699	3,200,618,206
第7計算期間 (平成17年8月24日から平成18年8月23日まで)	42,723,084,759	5,537,611,612
第8計算期間 (平成18年8月24日から平成19年8月23日まで)	34,316,151,473	8,736,673,427

第9計算期間 (平成19年8月24日から平成20年8月25日まで)	30,721,081,880	10,268,886,175
第10計算期間 (平成20年8月26日から平成21年8月24日まで)	30,739,745,716	9,435,700,931
第11計算期間 (平成21年8月25日から平成22年8月23日まで)	18,279,861,885	9,859,103,711
第12計算期間 (平成22年8月24日から平成23年8月23日まで)	16,324,358,319	9,747,498,930
第13計算期間 (平成23年8月24日から平成24年8月23日まで)	16,581,731,984	7,466,243,517
第14計算期間 (平成24年8月24日から平成25年8月23日まで)	14,051,369,134	28,568,939,880
第15計算期間 (平成25年8月24日から平成26年8月25日まで)	9,511,766,549	37,711,721,116

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

(略)

運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、直接または販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

(略)

<訂正後>

(略)

運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、直接または販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<http://sawakami.co.jp/>

(略)

第3【ファンドの経理状況】

<追加>

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」に以下の内容を追加します。

(略)

3. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

4. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間計算期間（平成26年8月26日から平成27年2月25日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

<追加>

原届出書の「第3ファンドの経理状況 1財務諸表」に以下の内容を追加します。

(1)【中間貸借対照表】

区分	第16期中間計算期間末 (平成27年2月25日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	325,006
コール・ローン	13,502,000,000
株式	304,372,275,600
未収入金	1,245,600,623
未収配当金	538,483,700
流動資産合計	319,658,684,929
資産合計	319,658,684,929
負債の部	
流動負債	
未払金	32,800,873
未払解約金	1,006,710,403
未払受託者報酬	83,736,591
未払委託者報酬	753,629,566
流動負債合計	1,876,877,433

負債合計		1,876,877,433
純資産の部		
元本等		
元本	*1	147,613,151,665
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		170,168,655,831
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		-
（分配準備積立金）		67,308,073,514
元本等合計		317,781,807,496
純資産合計	*3	317,781,807,496
負債純資産合計		319,658,684,929

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区分	第16期中間計算期間 (自 平成26年8月26日 至 平成27年2月25日)	
	金額（円）	
営業収益		
受取配当金		2,555,387,950
受取利息		958,822
有価証券売買等損益		47,145,677,974
その他収益		301,325,238
営業収益合計		50,003,349,984
営業費用		
受託者報酬		164,374,630
委託者報酬		1,479,372,052
その他費用		32,764,858
営業費用合計		1,676,511,540
営業利益又は営業損失（ ）		48,326,838,444
経常利益又は経常損失（ ）		48,326,838,444
中間純利益又は中間純損失（ ）		48,326,838,444
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		2,561,755,113
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		136,507,855,134
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,941,318,234
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		3,941,318,234
剰余金減少額又は欠損金増加額		16,045,600,868
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		16,045,600,868

分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	170,168,655,831

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>第16期中間計算期間 (自 平成26年8月26日 至 平成27年2月25日)</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 市場価格のある有価証券については、移動平均法による時価法を採用しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 市場価格のない有価証券については、移動平均法による時価法を採用しております。 時価評価にあたっては、日本証券業協会の発表する売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし売気配相場は使用しない。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した値段で評価しております。</p> <p>2. 収益及び費用の計上基準</p> <p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 当ファンドの計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、平成26年8月26日から平成27年8月24日までとなっております。なお、中間計算期間は前期末が休日のため、平成26年8月26日から平成27年2月25日までとなっております。</p>

(会計方針の変更に関する注記)

<p>第16期中間計算期間 (自 平成26年8月26日 至 平成27年2月25日)</p>
該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

<p>第16期中間計算期間 (自 平成26年8月26日 至 平成27年2月25日)</p>
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第16期中間計算期間 (自 平成26年8月26日 至 平成27年2月25日)
該当事項はありません。

(誤謬の訂正に関する注記)

第16期中間計算期間 (自 平成26年8月26日 至 平成27年2月25日)
該当事項はありません。

(中間貸借対照表に関する注記)

第16期中間計算期間末 (平成27年2月25日現在)
*1. 中間計算期間末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">147,613,151,665口</div>
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 <div style="text-align: right;">-円</div>
*3. 中間計算期間末日における1単位当たり純資産の額 <div style="text-align: right;">1口当たり純資産額 2.1528円</div> <div style="text-align: right;">(10,000口当たり純資産額 21,528円)</div>

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期中間計算期間 (自 平成26年8月26日 至 平成27年2月25日)
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

第16期中間計算期間末 (平成27年2月25日現在)

1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2. 金融商品の時価の算定方法

(1) 有価証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を
時価としております。

3. 金融商品の時価に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出され
た価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った
場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な後発事象に関する注記)

第16期中間計算期間

(自 平成26年8月26日

至 平成27年2月25日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第16期中間計算期間末

(平成27年2月25日現在)

期首元本額

162,508,949,073円

期中追加設定元本額

4,193,122,146円

期中一部解約元本額

19,088,919,554円

2. 有価証券関係

第16期中間計算期間末

(平成27年2月25日現在)

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

第16期中間計算期間末
(平成27年2月25日現在)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

<更新後>

【純資産額計算書】

(平成27年3月末日現在)

資産総額	321,560,194,741 円
負債総額	622,733,343 円
純資産総額 (-)	320,937,461,398 円
発行済数量	144,386,331,591 口
1単位当たり純資産額 (/)	2.2228 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1)資本金の額(平成26年9月末日現在)

(略)

(2)会社の機構(平成26年9月末日現在)

(略)

<訂正後>

(1)資本金の額(平成27年3月末日現在)

(略)

(2)会社の機構(平成27年3月末日現在)

(略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

委託会社は、「投信法」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

平成26年9月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は、追加型株式投資信託1本のみであり、その純資産総額は304,029,491,307円です。

<訂正後>

委託会社は、「投信法」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

平成27年3月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は、追加型株式投資信託1本のみであり、その純資産総額は320,937,461,398円です。

[次へ](#)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成26年9月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)」に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成26年9月末日現在)	事業の内容
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<訂正後>

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)」に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事業の内容
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。
3. 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
4. 中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人による中間監査を受けております。

<追加>

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況」に「中間財務諸表」として以下の内容を追加します。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

第19期中間事業年度

(平成26年9月30日現在)

資産の部

流動資産

現金及び預金	732,642
直販顧客分別金信託	812,418
前払費用	7,011
未収委託者報酬	288,413
繰延税金資産	25,466
その他	7,643
流動資産合計	1,873,596

固定資産

有形固定資産		
建物（純額）	1	5,775
器具備品（純額）	1	3,904
有形固定資産合計		9,680
無形固定資産		
ソフトウェア		264,862
その他		567
無形固定資産合計		265,429
投資その他の資産		
投資有価証券		937,009
長期差入保証金		47,010
その他		17
投資その他の資産合計		984,037
固定資産合計		1,259,147
資産合計		3,132,743

（単位：千円）

第19期中間事業年度

（平成26年9月30日現在）

負債の部		
流動負債		
1年以内返済長期借入金		60,000
預り金	2	626,464
未払金		52,033
未払費用		2,235
未払法人税等		228,812
未払消費税等	3	46,144
賞与引当金		20,250
流動負債合計		1,035,940
固定負債		
長期借入金		90,000
繰延税金負債		94,301
資産除去債務		6,814
固定負債合計		191,116
負債合計		1,227,057
純資産の部		
株主資本		
資本金		320,000

利益剰余金	
利益準備金	80,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,325,826
利益剰余金合計	1,405,826
株主資本合計	1,725,826
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	179,860
評価・換算差額等合計	179,860
純資産合計	1,905,686
負債・純資産合計	3,132,743

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	第19期中間事業年度
	(自 平成26年4月1日
	至 平成26年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,313,386
営業収益合計	1,313,386
営業費用	
支払手数料	141,870
広告宣伝費	1,110
調査費	6,205
委託計算費	15,139
営業雑経費	53,878
通信費	49,509
印刷費	2,170
その他	2,197
営業費用合計	218,204
一般管理費	
給与	200,712
役員報酬	25,480
給与手当	166,584
賞与	8,647
賞与引当金繰入額	20,250
交際費	48
旅費交通費	6,284
租税公課	4,686
不動産賃借料	26,570

固定資産減価償却費	47,613
事務用品費	4,305
その他	113,056
一般管理費合計	423,527
営業利益	671,654

(単位：千円)

第19期中間事業年度

(自 平成26年4月1日

至 平成26年9月30日)

営業外収益	
受取利息	188
雑収入	751
営業外収益合計	940
営業外費用	
支払利息	3,464
社債利息	74
保証料	74
雑損失	2,096
営業外費用合計	5,710
経常利益	666,884
税引前中間純利益	666,884
法人税、住民税及び事業税	224,645
法人税等調整額	13,359
法人税等合計	238,004
中間純利益	428,880

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

第19期中間事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計
			その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	320,000	80,000	1,296,948	1,376,948	1,696,948
当中間期変動額					

剰余金の配当			400,003	400,003	400,003
中間純利益			428,880	428,880	428,880
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	28,877	28,877	28,877
当中間期末残高	320,000	80,000	1,325,826	1,405,826	1,725,826

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	119,528	119,528	1,816,476
当中間期変動額			
剰余金の配当			400,003
中間純利益			428,880
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	60,332	60,332	60,332
当中間期変動額合計	60,332	60,332	89,209
当中間期末残高	179,860	179,860	1,905,686

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りです。

建物 13年～15年

器具備品 4年～15年

（2）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき計上しております。

4. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

該当事項はありません。

表示方法の変更

該当事項はありません。

追加情報

該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

(単位 : 千円)

第19期中間事業年度 (平成26年9月30日現在)	
建物	12,655
器具備品	33,306

2 預り金

(単位 : 千円)

第19期中間事業年度 (平成26年9月30日現在)	
投資信託の直接販売に伴う 顧客からの預り金	41,718

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

固定資産減価償却費

減価償却実施額は、次のとおりであります。

(単位 : 千円)

第19期中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
---	--

有形固定資産	1,663
無形固定資産	45,949

（中間株主資本等変動計算書関係）

第19期中間事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	第19期事業年度期首 株式数	増加	減少	第19期中間事業年度末 株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千 円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年6月23日 定時株主総会	普通 株式	120,000	111,112	平成26年3月31日	平成26年6月23日
平成26年6月23日 定時株主総会	甲種類 株式	280,002	111,112	平成26年3月31日	平成26年6月23日

（2）基準日が第19期中間事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が第19期中間事業年度後となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年11月13日 臨時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	120,000	111,112	平成26年9月30日	平成26年11月13日
平成26年11月13日 臨時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	280,002	111,112	平成26年9月30日	平成26年11月13日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第19期中間事業年度（平成26年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	732,642	732,642	-
(2) 直販顧客分別金信託	812,418	812,418	-
(3) 未収委託者報酬	288,413	288,413	-
(4) 投資有価証券	937,009	937,009	-
(5) 長期差入保証金	47,010	46,823	187
資産計	2,817,495	2,817,308	187
(1) 預り金	626,464	626,464	-
(2) 未払金	52,033	52,033	-
(3) 未払法人税等	228,812	228,812	-
(4) 長期借入金	150,000	150,027	27
負債計	1,057,311	1,057,338	27

長期借入金には流動負債に属する金額を含めております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であるため、決算日における基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金は事務所賃借契約に伴う敷金及び業務委託に伴う保証金であり、時価については、当該保証金を一定の期間大口定期預金等に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 預り金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

この時価は、元利金の合計額を、新規に同一の残存期間で同条件の取引を行う場合の利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

第19期中間事業年度(平成26年9月30日)

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	937,009	657,723	279,286
小計	937,009	657,723	279,286
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	937,009	657,723	279,286

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）	
第19期中間事業年度	
（自 平成26年4月1日	
至 平成26年9月30日）	
期首残高	6,802
時の経過による調整額	12
中間期末残高	6,814

（セグメント情報等）

『セグメント情報』

第19期中間事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1．報告セグメントの概要

当社事業は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の金額の算定方法

当社は報告セグメントが単一であることから、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

該当事項はありません。

『関連情報』

第19期中間事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	第19期中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	529,357円34銭
1株当たり中間純利益	119,133円47銭

（注）1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり中間純利益の算定上の基礎

	第19期中間事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間損益計算書上の中間純利益	428,880千円
普通株式及び甲種類株式に係る中間純利益	428,880千円
普通株主及び甲種類株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。

普通株式及び甲種類株式の期中平均株式数	3,600株
---------------------	--------

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年3月26日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員

公認会計士 岡田基宏 印

業務執行社員

指定社員

公認会計士 高木康行 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているさわかみファンドの平成26年8月26日から平成27年2月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、さわかみファンドの平成27年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成26年8月26日から平成27年2月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

さわかみ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月13日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員

公認会計士 鈴木基仁 印

業務執行社員

指定社員

公認会計士 高木康行 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月13日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員

公認会計士 鈴木基仁 印

業務執行社員

指定社員

公認会計士 高木康行 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)